



医療・健診・保険

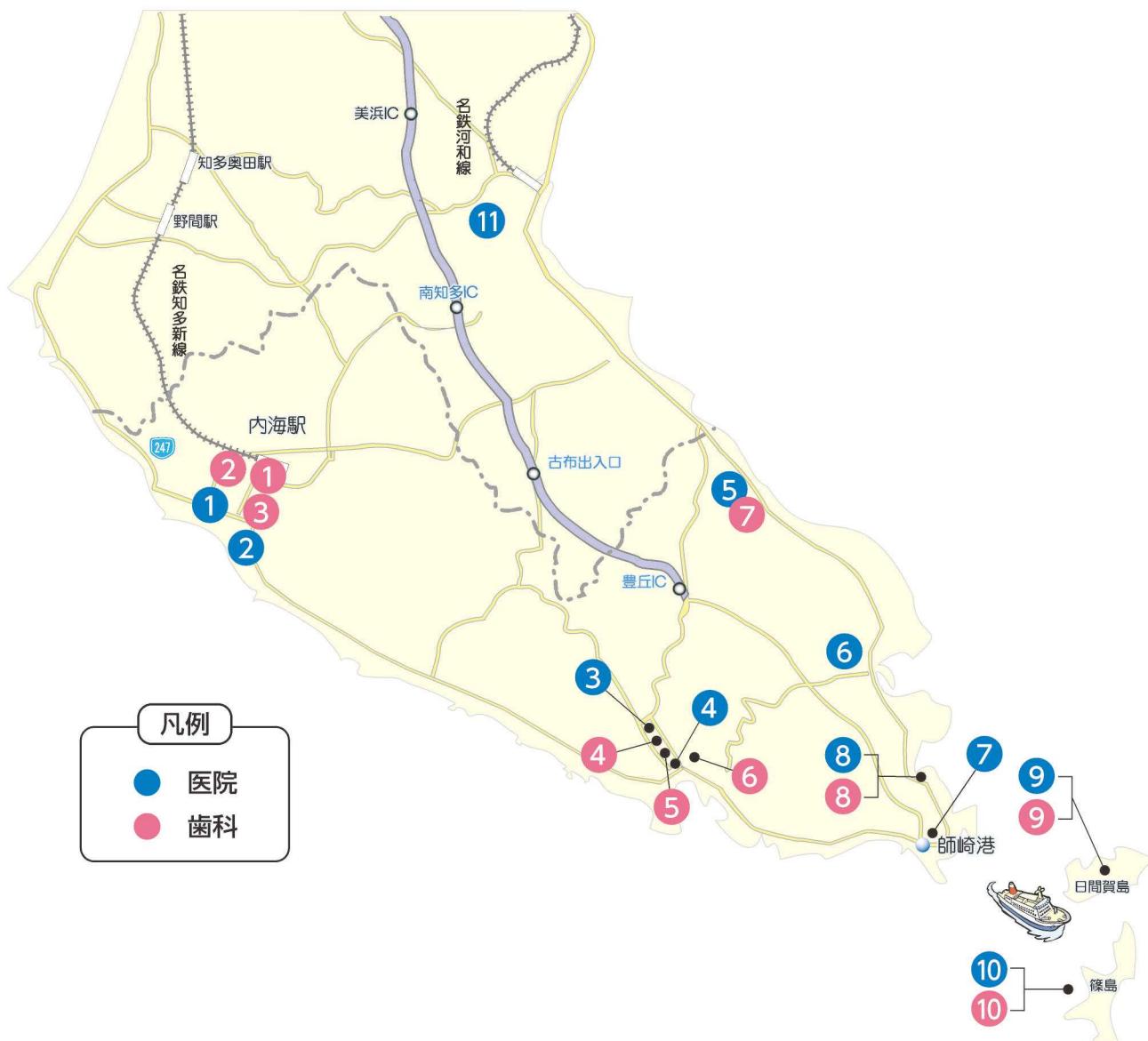


最新の情報は
こちらで
確認してください。

南知多町の医療機関・歯科医院



医療・
健診・
保険



広 告

歯科 / 歯科口腔外科 / 小児歯科 / 矯正歯科

豊浜小学校前

竹内歯科医院

歯科医師 / 竹内 伸彦・竹内 智彦・竹内 集

予約制 TEL<0569>65-0541

〒470-3412 愛知県知多郡南知多町豊浜字中村12



受付 AM 8:00～PM 5:30(土曜 PM 4:30)

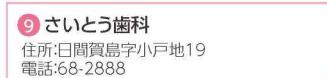
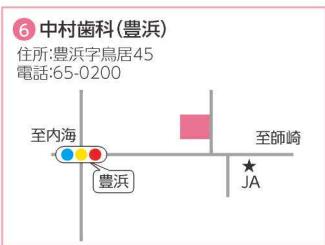
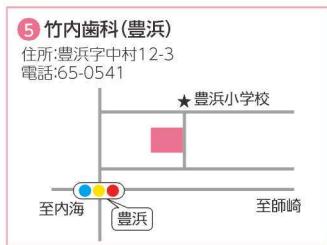
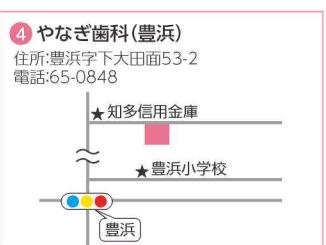
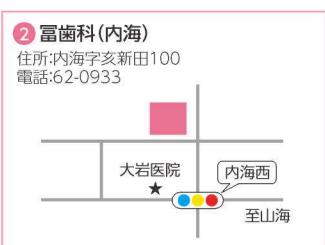
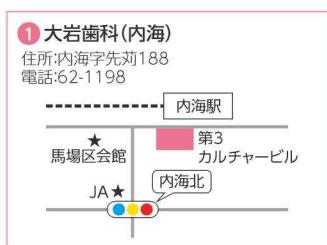
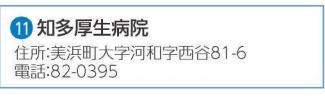
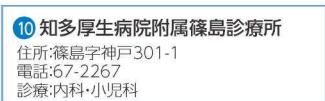
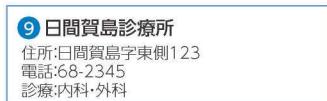
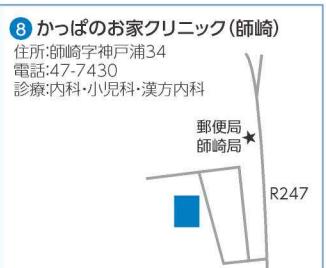
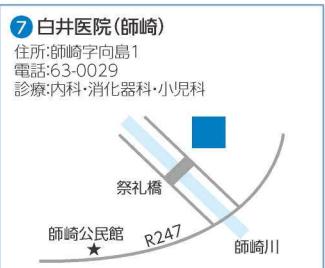
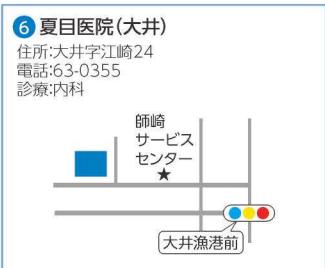
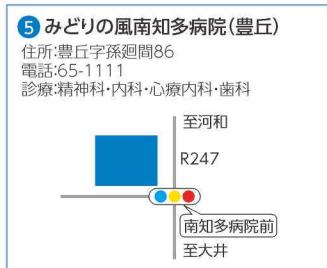
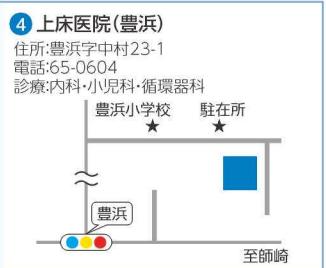
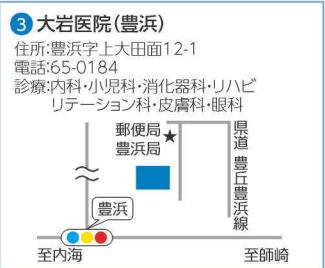
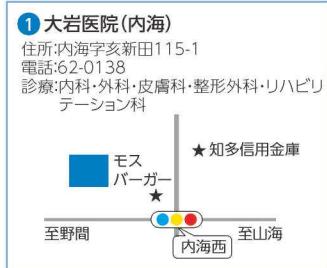
診療時間 ▲(土曜午後) … PM 1:30～PM 5:00

休診日 / 木曜・日曜・祝日

診療時間 月 火 水 木 金 土 日・祝

AM 8:30～PM 12:00	●	●	●	/	●	●	/
------------------	---	---	---	---	---	---	---

PM 1:30～PM 6:00	●	●	●	/	●	▲	/
-----------------	---	---	---	---	---	---	---



町の医療費助成制度

問 保険年金室

制度	主な対象者	内容	問合せ
子ども医療	出生から高校生までのお子さん		
母子家庭等医療	ひとり親の方とお子さん (所得制限あり)		
障害者医療	身体障害者手帳1~3級をお持ちの方 療育手帳A・B判定をお持ちの方	医療費(保険診療分)の自己負担額を助成	HP 1002183
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳 1・2級をお持ちの方		
後期高齢者福祉医療	上記制度に該当する後期高齢者 医療制度に加入した方		
自立支援医療・ 精神障害者医療	精神疾患の治療を続ける 必要のある方	医療費(保険診療分)の精神病院に係る自己負担額を助成	HP 1001182



上記の制度に該当する方には、受給者証を交付します。制度や対象者の詳細については、町公式ホームページをご覧ください。

▶ 受給者証をお持ちの方へ

- こんなときは、役場へ届け出が必要です。
 - ・住所・氏名が変わるとき
 - ・加入する健康保険証が変わったとき
(新しい保険証をお持ちください)
 - ・健康保険から高額療養費・附加給付金の支給を受けたとき
(支給決定通知等をお持ちください)
 - ・交通事故などの第三者によるケガで受給者証を使うとき
 - ・受給者証を紛失・汚損したとき

▶ 一般不妊治療費助成金

HP 1001321

治療に要する経費の一部を助成します。医療機関の受診証明書が必要です。

※特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)については、愛知県が助成制度を実施しています。半田保健所(☎ 21-3341)へご相談ください。

【助成対象となる治療】

区分	不妊検査・一般不妊治療・人工授精
助成対象額	医療費のうち自己負担した額
上限額	年10万円
助成期間	24ヶ月

▶ 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

問 保険年金室

【国民健康保険】HP 1000872

【後期高齢者医療制度】HP 1000889

- 医療費が高額になったら

同月内の自己負担額が高額になったとき、申請により限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。限度額は世帯の所得により異なります。

- 療養費の支給

被保険者が、やむを得ない理由で保険証を使わずに医療機関にかかった場合や、医師が治療上コルセットなど補装具が必要と認めた場合、申請により費用の一部を支給します。

- 出産育児一時金

被保険者が出産した場合、出産育児一時金が支給されます。多くの場合は、多額の費用を用意しなくても良いように、保険者から直接医療機関へ支払いを行っています。

- 葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った人(喪主)に葬祭費を支給します。

お医者さんにかかるときのポイント

問 保険年金室

正しく病院にかかることは、ご自身の負担額の軽減へつながります。また、加入している医療保険の保険者が支払う医療費の7割(年齢や所得によって異なる)や、医療費助成を受給している方の自己負担額は、皆さんの保険料や税金などでまかなわれています。正しく病院にかかることで、医療費全体の抑制にもつながります。

▶かかりつけ医を持ちましょう

→かかりつけ医とは、あなたの病歴や体質などを把握し、適切な治療やアドバイスをくれる身近なお医者さんです。高度な医療が必要な場合、大病院や専門医を紹介してくれます。

▶診察時間内に受診しましょう

→早朝や夜間、休日は割り増し料金がかかります。
※緊急の場合や、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

▶同じ病気で、安易に複数の医療機関にかかるのはやめましょう

→病院ごとに初診料がかかります。同じ検査をすることになるなど、体や心の負担も大きくなり、副作用も心配されます。病院を変える場合は、主治医に相談してみましょう。

▶健診は必ず受けましょう

→病気の早期発見・早期治療につながります。

▶接骨院・整骨院にかかるとき

接骨院や整骨院などの柔道整復の施術では、保険を使える場合と使えない場合があります。

保険を使って施術が受けられるのは、外傷性のけがの場合に限られ、疲労や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労などは保険の対象になりません。施術を受けるときには、負傷原因を正確に伝え、正しく利用してください。

○ 保険が使える場合

- ねん挫
- 打撲
- 挫傷(肉離れ)
- 骨折・脱臼の応急手当
- 医師の同意がある場合の骨折・脱臼

× 保険が使えない場合(上記以外のもの)

- 医師の同意のない骨折・脱臼の施術
- 疲労性・慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性的な症状など
- 病院や診療所で治療中の負傷
- 労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷
- スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

▶ジェネリック医薬品を活用しましょう

新薬(先発医薬品)は、研究や開発に莫大な費用がかかるため、それが価格に反映されています。また製造販売については、特許で保護されています。

これに対し、ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許が切れた後に製造販売される、同じ効き目がある※医薬品で、新薬と比べて安く提供されます。是非活用についてご検討ください。

詳しくは、医師や薬剤師にご相談ください。

※新薬が効能追加を行っている場合など、効能・効果が異なる場合があります。

救急

問 健康子育て室 HP 1001247

▶休日急病当番医

休日の急病患者のために、南知多町と美浜町の医療機関で、当番制で休日診療を行っています。

当番医の情報は、町広報紙または町公式ホームページ、ケーブルテレビ等でご確認ください。

▶愛知県救急医療情報センター

休日や夜間等に急病でお困りの方へ、医療機関の紹介を行っています。

📞 28-1133(24時間対応)

▶こども医療電話相談

夜間、小さなお子さんの体調が悪くなった時に、家庭での対処方法を看護師などの専任相談員がアドバイスします。※電話による診断や治療を行うものではありません。

📞 #8000または052-962-9900(毎日、午後7時~翌午前8時)



定期予防接種

問 健康子育て室 HP 1001341

予防接種は医療機関で実施します。

▶ 愛知県広域予防接種について

町外医療機関で接種を希望する場合は、事前に申請が必要です。詳しくは、保健センターまでお問い合わせください。(高齢者の予防接種は、知多厚生病院を除いた町外医療機関が対象です。)

▶ 小児(A類疾病)

区分	広域のみ	対象年齢等
B型肝炎	●	1歳に至るまでの間にある方
ロタウイルス	●	1価:生後6週～生後24週まで 5価:生後6週～生後32週まで
ヒブ	●	生後2カ月～5歳未満の方
小児用肺炎球菌(13価)	●	生後2カ月～5歳未満の方
四種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ)	●	第1期生後3カ月～90カ月に至るまでの方
二種混合(ジフテリア・破傷風)		第2期:11歳以上13歳未満の方
BCG	●	1歳に至るまでの方(標準的には生後5カ月～8カ月)
麻しん・風しん混合ワクチン(MR)	1期のみ ●	1期:生後12カ月～24カ月に至るまでの間にある方 2期:5歳以上7歳未満の方で小学校就学前の1年間
水痘(水ぼうそう)	●	生後12カ月～36カ月に至るまでの方 ※水痘に罹患したことのある方は対象外
日本脳炎	1期のみ ●	1期:生後6カ月～90カ月に至るまでの方(標準的な接種年齢は3歳以上) 2期:9歳～13歳未満の方
HPV(ヒトパピローマウイルス)		12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

▶ 高齢者(B類疾病)

区分	広域のみ	対象年齢等
高齢者肺炎球菌(23価)		●65歳以上の方 ●60歳～64歳の方で、身体障害者手帳1級相当の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方 愛知県広域予防接種を利用する場合は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方に限る(5歳刻みの適用は令和6年3月末まで) ※過去に接種した方は対象外
高齢者インフルエンザワクチン		●65歳以上の方 ●60歳～64歳の方で、身体障害者手帳1級相当の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方 ※補助は1年に1回まで

健康づくりと病気の予防

HP 1001237

▶ 特定健診・特定保健指導<保険年金室・健康子育て室>

特定健診は、国民健康保険に加入している40歳～74歳を対象とした健診です。メタボリックシンドロームの該当者またはその予備群と判定された方は、運動習慣や生活習慣等についての特定保健指導が受けられます。

▶ 後期高齢者健診<保険年金室・健康子育て室>

後期高齢者医療制度に加入しているすべての方が受診できます(無料)。

▶ ヤング健診<健康子育て室>

16歳～39歳の方が、加入する健康保険に関係なく受診できる健診です。

▶ 歯周病健診<健康子育て室・保険年金室(75歳のみ)>

40歳、50歳、60歳、70歳、75歳の方は、町内歯科医院で健診が受けられます(無料)。

▶ がん検診

がん検診は申し込みが必要です。詳しくは、町広報紙をご覧ください。

▶ 集団検診

検査項目	対象	自己負担額
胃がん検診	20歳以上の男女	1,400円
乳がん検診	40歳以上の女性	1,200円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,300円
婦人科セット(乳・子宮頸)	40歳以上の女性	2,200円
大腸がん	20歳以上の男女	500円
前立腺がん	50歳以上の男性	600円
B型・C型肝炎	40歳以上の男女	無料
骨粗しょう症	20歳以上の男女	1,000円

▶ 個別検診

知多厚生病院・渡辺病院でもがん検診が受診できます。
実施期間や予約期間、自己負担金については、町広報紙をご覧ください。

乳幼児健診については、47ページをご覧ください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度



保険年金室



1000872

国民健康保険

▶ 国民健康保険の制度

HP 1000873

思いがけない病気やケガをしたとき、安心して治療を受けられるようにするための制度です。職場の健康保険・後期高齢者医療制度などに加入している人、生活保護を受けている人以外は、全て国民健康保険へ加入しなければなりません。国民健康保険へはいるとき・やめるときには、保険年金室またはサービスセンターへ届け出が必要です。

▶ 国民健康保険にはいるとき・やめるとき

	こんなとき	必要なもの
はいるとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場の健康保険をやめたとき（退職時・任意継続保険脱退時） ● 職場の健康保険の扶養家族から外れたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場の健康保険をやめた証明書 ● マイナンバー（個人番号）が確認できるもの
やめるとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場の健康保険へ加入了したとき ● 職場の健康保険の扶養家族になったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険の保険証 ● 加入した健康保険の保険証 ● マイナンバー（個人番号）が確認できるもの

▶ 70歳以上75歳未満の人の医療

医療機関にかかったときは、費用の2割（一定以上の所得がある人は3割）を負担します。

▶ 国民健康保険高齢受給者証

70歳以上の加入者に、国民健康保険高齢受給者証（以下「高齢受給者証」という）を交付しています。診療を受ける際は、保険証と一緒に提示をお願いします。

▶ 適用の時期

70歳になる誕生月の翌月の1日から適用となります（各月の1日生まれの人は誕生月から）。70歳になる誕生月の下旬に、高齢受給者証を郵送します。

後期高齢者医療制度 HP 1000889

75歳以上の方および一定の障がいがあり申請により認定を受けた65歳以上の方は、誕生日（認定を受けた日）当日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険の資格は喪失します。

▶ 保険証について

保険証は毎年8月1日に更新されます。お医者さんにつかることの自己負担割合は、前年の所得をもとに、8月から翌年7月までの判定を行います。

▶ 保険料について

保険料は、個人ごとに計算され、毎年7月に一年間の保険料をお知らせします。
※年度途中の制度への加入・脱退については月割計算となります。

医療保険の給付制度

国民健康保険、後期高齢者医療制度で受けられる給付制度については40ページをご覧ください。



医療・健診・保険



▶ 介護保険のしくみ

介護保険制度は、40歳以上の方が保険料を納め、介護が必要となったときに、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

▶ 介護保険料

65歳以上の方の保険料は、町で算出された基準額をもとに、所得に応じて決まります。

▶ 介護サービス事業所

介護保険を使ってサービスを利用できる町内の事業所一覧です。

サービス種別	事業所名	電話番号
居宅介護支援 (ケアマネジャー)	南知多町社協居宅介護支援事業所	65-2728
	居宅介護支援事業所大地の丘	62-0153
	南知多居宅介護支援事業所	65-3011
	ケアプランみかんの花	64-1211
訪問介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーステーション大地の丘	62-0117
	南知多町社協ヘルパーステーション	65-1106
	デイサービスセンター大地の丘	62-0117
	内海デイサービスみかんの花	64-1211
通所介護 (デイサービス)	デイサービスよつ葉	62-2725
	みどりの家デイサービス	62-0383
	デイサービスセンターヒラソル	65-3711
	南知多町デイサービスセンター	65-2965
	そよかぜデイサービスセンター	65-3023
	デイサービスつみき福祉工房師崎	55-3108
	篠島デイサービスよつ葉 勝宝丸	67-3339
	ショートステイ大地の丘	62-0117
	特別養護老人ホームあい寿の丘	65-2965
介護老人福祉施設 (施設入所)	特別養護老人ホーム大地の丘	62-0117
	特別養護老人ホームあい寿の丘	65-2965
	特別養護老人ホームひだまり	65-3016
共同生活介護 (グループホーム)	グループホーム大地の丘	77-6321
	グループホームよつ葉	62-2725
	グループホームヒラソルとよはま	65-3331
小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設ひまわり	89-2475

国民年金

問 半田年金事務所 ☎ 21-2375、保険年金室 HP 1000883

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が、国民年金に加入します。

年金は、老後の年金だけではありません。

事故や病気で障がいが残った場合には「障害基礎年金」が、死亡した時はその遺族が「遺族基礎年金」を受けられます。

「知らなかった！」では取り返しのつかないことも。今後に備え、届け出や納付を忘れずに。

▶ 被保険者の種類

- 第1号被保険者…自営業・農林漁業者・学生など
国民年金保険料を納めます(保険料は全国一律)。
- 第2号被保険者…会社員・公務員など
厚生年金保険料を納めます。この中に国民年金保険料も含まれます。
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料を納付する必要はありません。配偶者の加入する厚生年金制度が負担する仕組みになっています。

▶ 給付の種類

- 老齢基礎年金…保険料を納めた期間に応じて老後に受けられる年金です。
- 障害基礎年金…国民年金加入中または20歳前に病気やけがで障がいの状態になった時に受けられる年金です。
- 遺族基礎年金…国民年金加入中の夫・妻が死亡した時、その方によって生計を維持されていた「子のいる配偶者」または「子」が受けられる年金です。

※障害基礎年金、遺族基礎年金ともに受給要件がありますので、ご相談ください。

※その他に、未支給年金、死亡一時金などもあります。

▶ こんなときには届出・申請を

こんなとき	届出・申請
会社を退職した	第1号被保険者になります →保険年金室へ届け出
配偶者の扶養を抜けた	第1号被保険者になります →保険年金室へ届け出
年金手帳を失くした	第1号被保険者 →保険年金室または年金事務所へ申請 第2号・第3号被保険者 →会社または年金事務所へ申請
保険料の納付が難しい	保険年金室または年金事務所へ申請 前年の所得などによって納付が免除になりますのでご相談ください
出産した ※出産＝妊娠85日(4ヶ月)以上(死産・流産・早産含む)	産前産後期間の納付が免除になります →保険年金室へ届出 ※出産予定日の6ヶ月前から届け出可能



医療・健診・保険

広 告

家庭的な環境で自由で普通の暮らしを
認知症高齢者共同生活・通所介護

グループホーム・デイサービス
有限会社 米澤福祉会 よつ葉

パートさん 随時募集中

TEL 470-3321 愛知県知多郡南知多町大字内海字南側26
お問い合わせ TEL FAX 0569-62-2725
お気軽にご相談ください。担当／米澤